

地域間幹線系統別確保維持計画

平成 24 年 5 月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目 3 番 24 号

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 遠藤 孝 印

1. 幹線系統名及び区間

系 統 名 : 菅平高原線
 運 行 区 間 : 上田駅～西菅平・大松

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

菅平高原は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である路線バス（菅平高原線）以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。菅平地区の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、菅平高原線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

菅平高原線の収支率を 75%以上とする。

(2) 運行による効果

菅平高原線を維持することにより、菅平地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また菅平地区の高校生のほぼ 100%の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月
菅平高原線の運行	10 月 1 日着手			10 月 1 日着手			10 月 1 日着手		
	● ←—————● ● ●			● ←—————● ● ●			● ←—————● ● ●		
	9 月 30 日完了			9 月 30 日完了			9 月 30 日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況

菅平地区において地元説明会（菅平区区議会において）を行い現状説明とバス利用促進につきお願いをした。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民（菅平地区及び旧真田町）及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	上田市常田一丁目3番24号
（所 属）	常務取締役
（氏 名）	舟見 哲也
（電 話）	0268-22-1504
（FAX）	0268-25-5122
（e-mail）	info@uedabus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成24年5月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目3番24号
 (名称) 上田バス株式会社
 (代表者名) 遠藤 孝 印

1. 幹線系統名及び区間

系統名 : 真田線
 運行区間 : 上田駅～真田

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

旧真田町真田地区は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である路線バス（真田線）以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。真田地区の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、真田線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

真田線の収支率を75%以上とする。

(2) 運行による効果

真田線を維持することにより、真田地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また真田地区の高校生のほぼ100%の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
真田線の運行	10月1日着手			10月1日着手			10月1日着手		
	● ←—————●●●			● ←—————●●●			● ←—————●●●		
	9月30日完了			9月30日完了			9月30日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況

真田地区地元説明会を行い現状説明とバス利用促進につきお願いをした。
真田地域自治センターの協力で時刻表を全戸配布した。真田地域公共交通利用促進協議会が発足し、イベント等を行い地域の足を守る取り組みを行っている。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民（真田地区及び旧真田町）及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	上田市常田一丁目3番24号
（所 属）	常務取締役
（氏 名）	舟見 哲也
（電 話）	0268-22-1504
（FAX）	0268-25-5122
（e-mail）	info@uedabus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成24年5月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目3番24号
 (名称) 上田バス株式会社
 (代表者名) 遠藤 孝 印

1. 幹線系統名及び区間

系 統 名 : 真田自治センター入口線
 運行区間 : 上田駅～中原～真田自治センター入口

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

旧真田町は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である当社の路線バス以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。真田地域の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、真田自治センター入口線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

真田自治センター入口線の収支率を64%以上とする。

(2) 運行による効果

真田自治センター入口線を維持することにより、真田地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また真田地域の高校生の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
傍陽線の運行	10月1日着手			10月1日着手			10月1日着手		
	●			●			●		
	←			←			←		
	9月30日完了			9月30日完了			9月30日完了		
	●			●			●		
	→			→			→		

5. 収益改善のために行った取組状況

真田地域公共交通利用促進協議会が発足し、イベント等を行い地域の足を守る取り組みを行っている。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)
- ・表2(地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用))
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市常田一丁目3番24号
(所 属)	常務取締役
(氏 名)	舟見 哲也
(電 話)	0268-22-1504
(FAX)	0268-25-5122
(e-mail)	info@uedabus.co.jp

地域間幹線系統車両取得計画

平成24年5月 日

(住所) 上田市常田1-3-2

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 遠藤 孝 印

1. 新規車両の導入を予定する幹線系統名及び区間

系統名 : 真田自治センター入口(傍陽)線
運行区間 : 上田駅~真田自治センター入口

2. 車両の取得に係る目的・必要性

当該路線は本原小学校付近で一部道幅が5mと狭くすれ違い困難な箇所があり、また経費削減からも地元の皆様より小型バスでの運行を要望されている。そこで平成24年度において小型車両を1台取得したが、1台につき3回(往復)/日の運用で当該路線は10.4回/日の運行をしており、それ以外の運行は旧型中型車両での運行となっている。平成24年度に引き続き平成25年度についても同路線において小型車両を購入し、安全の確保と経費の節減を図りたい。

3. 車両の取得に係る定量的な目標及び効果

(1) 新規車両導入に係る目標

安全の確保と燃費の向上。

(2) 新規車両導入に係る効果

1リッターあたり3kmの燃費の向上 (現在1リッターあたりほぼ3km)

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
	●←→● 10月1日着手 10月31日完了								

※添付書類

- ・表7(車両の取得を行う事業者)
- ・見積書の写し(初年度のみ)、売買契約書又はリース契約書の写し(2年目以降)
- ・金融費用積算書類
- ・車両取得に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上田市常田1-3-24

(所 属) 常務取締役

(氏 名) 舟見 哲也

(電 話) 0268-22-1504

(F A X) 0268-25-5121

(e-mail) t.funami@uedabus.co.jp

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	上田バス株式会社
------	----------

25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	77,642 千円	営業外収益	624 千円	経常収益(イ)	78,266 千円
	営業費用	111,518 千円	営業外費用	455 千円	経常費用(ロ)	111,973 千円
	営業損益	▲ 33,876 千円	営業外損益	169 千円	経常損益	▲ 33,707 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	337,898 km	H23年度実績 (H22.10~)			経常収支率	69.89 %

基準期間の前年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	79,146 千円	営業外収益	14 千円	経常収益(イ')	79,160 千円
	営業費用	108,742 千円	営業外費用	363 千円	経常費用(ロ')	109,105 千円
	営業損益	▲ 29,596 千円	営業外損益	△ 349 千円	経常損益	▲ 29,945 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	386,566 km	H22年度実績 (H21.10~)			経常収支率	72.55 %

基準期間の前々年度の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	82,619 千円	営業外収益	55 千円	経常収益(イ'')	82,674 千円
	営業費用	97,969 千円	営業外費用	158 千円	経常費用(ロ'')	98,127 千円
	営業損益	▲ 15,350 千円	営業外損益	△ 103 千円	経常損益	▲ 15,453 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	386,284 km	H21年度実績 (H20.10~)			経常収支率	84.25 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
長野	254円.02銭	282円.24銭	331円.38銭	14.26 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{e}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ}$
長野	380円31銭	383円61銭	380円31銭	231円62銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 $(\text{チ} - (\text{リ} + \text{ヌ} + \text{ル})) \div \text{チ} = \text{ヲ}$
			起点	主な経由地	終点					往	復	往	復	往	復	往	復	
長野	1	真田	上田駅	住吉	真田	365 日	4325 (5.9) 回	3.1	18.0人	往 11.9km (平均) 復 11.9km	11.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	% 100.000
長野	2	菅平	上田駅	真田	菅平	365 日	3945 (5.4) 回	4.8	25.0人	往 29.2km 復 29.2km	29.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 100.000
長野	3	真田自治センター	上田駅	下原	真田自治センター	296 日	6145 (10.4) 回	3.8	39.0人	往 10.5km 復 10.5km	10.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 100.000
						日	() 回		人	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%
合計		系統								往 51.6km 復 51.6km	51.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%

補助ブロック名	申請番号	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額)	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	国庫補助金内定申請額
		ワ	ヘ×ワ以下の額:カ	ト	ト×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	ナ	ナ×1/2=ラ
長野	1	51,467.5km	19,573,604 円	189円.05銭	9,729,931 円	9,843,673 円	8,808,121 円	8,808,121 円	8,808,121 円	4,460,065 円	4,460千円	2,230.0千円
長野	2	117,756.5km	44,783,974 円	253円.11銭	29,805,348 円	14,978,626 円	20,152,788 円	14,978,626 円	14,978,626 円	13,858,551 円	13,858千円	6,929.0千円
長野	3	64,522.5km	24,538,551 円	229円.96銭	14,837,595 円	9,700,956 円	11,042,347 円	9,700,956 円	9,700,956 円	6,542,027 円	6,542千円	3,271.0千円
		. km	円	円 銭	円	円	円	円	円	円	千円	千円
合計		233,746.0km	88,896,129 円	672円.12銭	54,372,874 円	34,523,255 円	40,003,256 円	33,487,703 円	33,487,703 円	24,860,643 円	24,860千円	12,430千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
長野	1	9,843,673 円	7,613,673 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
長野	2	14,978,626 円	8,049,626 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
長野	3	9,700,956 円	6,429,956 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		34,523,255 円	22,093,255 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $e \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
長野	1	199円.11銭	201円.99銭	192円.27銭	▲ 1.68 %	189円.05銭
長野	2	228円.59銭	214円.04銭	243円.84銭	3.77 %	253円.11銭
長野	3	190円.46銭	183円.15銭	215円.09銭	6.80 %	229円.96銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めらるること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

10.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

11.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

12.「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

13.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

14.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

15.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

16.「国庫補助金内定申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

17.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。

19.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)